

令和6年度 岐阜県観光連盟
平日宿泊と岐阜未来遺産送客促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平日の宿泊を促すことで、観光客の平準化を図り、地域の活性化と雇用の均一化を促進するとともに、県が認定する観光プログラム「NEXT GIFU HERITAGE(ネクスト ギフ ヘリテージ)～岐阜未来遺産～」の認定地の認知度の向上と、活性化を図ることを目的に、一般社団法人岐阜県観光連盟(以下、「連盟」という。)が予算の範囲内で実施する、貸切バスを利用した県外からの団体旅行商品の送客実績に応じた助成金について、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業者)

第2条 助成金の対象となる事業者(以下、「対象事業者」という。)は、旅行業法施行規則第1条の2に基づく第1種旅行業務、第2種旅行業務及び第3種旅行業務の登録を受けた事業者とする。

2 岐阜県が定める「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」(以下「暴排措置要綱」という。)第3条に規定する暴排措置の対象となる事業者は、本助成事業の対象としないものとする。

(対象となる旅行商品)

第3条 事業の対象となる旅行商品は、次の要件を全て満たすものであること。

- (1) 県外を発地とし、貸切バスを利用した国内旅行商品であること。
- (2) 旅行業法(昭和27年法律第239号)第2条第4項に規定する「企画旅行契約」に基づく「募集型企画旅行」であること。
- (3) 本県の宿泊施設に平日(別表1)1泊以上宿泊すること。
- (4) 県が認定する「NEXT GIFU HERITAGE(ネクスト ギフ ヘリテージ)～岐阜未来遺産～」の認定地(別表2)を1か所以上組入れた商品であること。
- (5) 旅行商品の募集広告に「NEXT GIFU HERITAGE(ネクスト ギフ ヘリテージ)～岐阜未来遺産～」又は「岐阜未来遺産」の表記と、「協力:岐阜県観光連盟」と記載された商品であること。
- (6) 令和6年5月1日から令和6年12月1日(帰着)までの間に催行される商品であること。
- (7) 旅行商品の送客人員は有料人員15人以上(乗務員・添乗員等は除く実績ベース)の旅行商品とすること。
- (8) 県内の有料観光施設等に入場又は、飲食施設での食事(自由食は除く)を1か所以上組入れた商品であること。
- (9) 他の助成制度を利用した旅行商品でないもの。

(事業の申請)

第4条 当該事業の申請は、旅行商品毎に、助成金交付申請書(様式第1号)を会長に提出するものとする。なお、1事業者(支店・営業所)において、複数の申請は可とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、旅行商品の平日の宿泊実績（乗務員・添乗員等は除く）に応じて、有料人員一人あたり 2,000 円を乗じた額とし、1 申請あたりの上限額を 100,000 円までとする。

(事業の決定)

第6条 会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、審査のうえ、事業決定通知書（様式第2号）により、対象事業者へ通知するものとする。

(事業の中止)

第7条 対象事業者は、当該事業を中止する場合は、申請取下げ書（様式第3号）を会長に提出するものとする。

(実績報告)

第8条 対象事業者は、事業が完了したときは、事業終了後、30 日以内に次に掲げる書類を会長に提出するものとする。

- (1) 実績報告書（様式第4号の1）
- (2) 送客実績表（様式第4号の2）
- (3) 旅行商品の行程及び旅行商品の募集広告に「NEXT GIFU HERITAGE(ネクスト ギフ ヘリテージ)～岐阜未来遺産～」又は「岐阜未来遺産」と「協力：岐阜県観光連盟」の記載が確認できるパンフレット、チラシ、インターネットホームページの写しなどの広告物をそれぞれ2部
- (4) 県内の宿泊施設の記名押印がある宿泊利用証明書（様式第5号）
- (5) 有料観光施設又は食事施設の記名押印がある施設利用証明書（様式第6号）

(助成金の額の確定)

第9条 会長は、前条の規定による報告があった場合には、必要な検査を行い、適正であると認めるときは、助成金の交付額を確定し、助成金額の確定通知書（様式第7号）により、対象事業者に通知するものとする。

(事業の取り消し)

第10条 会長は、当該事業の決定を受けた対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の決定を取り消し、又は、交付した助成金の一部あるいは全部を返還させることができる。

- (1) 申請、報告事項その他に虚偽があったとき。

- (2) 申請事項その他に変更が生じ、助成金を交付することが適当でないと、会長が認めたとき。
- (3) その他、助成金を交付することが適当でないと会長が認める事由があったとき。

(助成金の交付)

第 11 条 対象事業者は、助成金の交付を受けようするときは、助成金請求書(様式第 8 号)を会長に提出するものとする。

2 助成金の交付は、精算払いとする。

3 連盟は、第 1 項の請求書を受理したときは、30 日以内に支払うものとする。

(関係書類等の保存)

第 12 条 対象事業者は、助成金にかかる関係書類、帳簿等を整備し、かつ、これらの書類等を対象事業が完了した日の属する会計年度終了後 5 年間保存するものとする。

(暴力団の排除)

第 13 条 第 6 条の規定による申請があった場合において、申請者が第 2 条第 2 項の規定に該当するときは、会長は対象事業者に対して送客助成金を交付しないものとする。

2 会長が第 11 条の規定による助成金の額の決定をした後において、交付決定を受けた者が第 2 条第 2 項の規定に該当することが明らかとなったときは、助成金の交付を取り消すものとする。

3 前項の場合において、第 13 条の規定により既に助成金が交付されているときは、助成金の返還を命ずるものとする。

(立入検査等)

第 14 条 会長は、事業の執行の適正を期すために必要があるときは、対象事業者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めのないものは、必要の都度、会長が別に定めることができるものとする。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 18 日から適用する。

<別表1>

要綱で定める平日

平日	平日とは、下記の①～③を除いた日にちを指す。 ①土曜日 ②翌日が祝日である日曜日 ③翌日が祝日である金曜日
平日以外の日 (助成対象外)	平日以外の日とは、下記の土曜日、祝祭日の前日を指す。 5月3日(金)、4日(土)、5日(日)、11日(土)、18日(土)、25日(土) 6月1日(土)、8日(土)、15日(土)、22日(土)、29日(土) 7月6日(土)、13日(土)、14日(日)、20日(土)、27日(土) 8月3日(土)、10日(土)、11日(日)、17日(土)、24日(土)、31日(土) 9月7日(土)、14日(土)、15日(日)、21日(土)、22日(日)、28日(土) 10月5日(土)、12日(土)、13日(日)、19日(土)、26日(土) 11月2日(土)、3日(日)、9日(土)、16日(土)、23日(土)、30日(土)

<別表2>

「NEXT GIFU HERITAGE(ネクスト ギフ ヘリテージ)～岐阜未来遺産～」認定地

認定プログラム	認定地
飛騨小坂～自然のめぐみを体験、滝めぐり、湯めぐり～	飛騨小坂(下呂市)
<p>【認定理由】</p> <p>下呂市小坂町の「飛騨小坂～自然のめぐみを体験、滝めぐり、湯めぐり」は、滝が多い地域資源を生かし、夏はシャワーライミング、冬は氷瀑(ひょうばく)めぐりなどのさまざまなアクティビティを提供しており、下呂温泉などと連携した宿泊滞在型ツアーを積極的に行っていることが評価されました。</p> <p>(具体例) 巖立峡、小坂の滝めぐり、小坂温泉郷、小坂町 E-bike サイクリング</p>	

認定プログラム	認定地
恵那岩村の山城・城下町と農村景観めぐり	恵那岩村の山城・城下町(恵那市) 農村景観日本一地区(恵那市)
<p>【認定理由】</p> <p>恵那市岩村町の「恵那岩村の山城・城下町と農村景観めぐり」は、日本三大山城の一つである岩村城跡や国の重要伝統的建造物群保存地区に選定される岩村城下町に加え、「農村景観日本一」に選ばれた富田地区など、日本の原風景として人々が町並みなどを保存してきた努力が高く評価されました。</p> <p>(具体例) 岩村城下町、岩村城跡、日本一の農村景観(富田地区)</p>	